

# 千葉県さくらの会会則

(名称)

第1条 本会は「千葉県さくらの会」という。

(目的)

第2条 本会は、国花であるさくらを愛する心を県民に広く呼びかけ、その保存と育成を勧奨し、さくらによる県土の美化をはかり、もってうるおいのある生活環境の整備に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) さくらを愛護し、保存するための啓発宣伝
- (2) 優良品種の植樹推奨とその苗木斡旋
- (3) 各種記念行事におけるさくらの植樹の奨励
- (4) さくら情報の収集提供並びに研究会の開催
- (5) その他本会の目的を達成するため必要と認める事業

(事務所)

第4条 本会の事務所は、公益社団法人千葉県緑化推進委員会（袖ヶ浦市長浦拓2号580-148）に置く。

(会員)

第5条 本会の会員は、県及び目的事業に賛同して入会した個人及び団体とする。

2 会員として入会しようとするときは、入会申込書を提出するものとする。

3 会員は、別に定める会費を納入するものとする。

(役員)

第6条 本会に次の役員をおく。

- 会長 1名
- 副会長 2名以内
- 理事 16名以内
- 監事 2名

(役員を選出)

第7条 本会の会長は、公益社団法人千葉県緑化推進委員会理事長の職にあるものをあてるものとする。

- 2 副会長は、理事の互選による。
- 3 理事及び監事は、総会で選出する。
- 4 本会に顧問をおくことができる。
- 5 顧問は、会長が委嘱する。

(役員職務)

第8条 会長は、本会を代表し会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会則の定めるところによりその職務を代理する。
- 3 理事は、理事会を構成し本会の会務を執行する。
- 4 監事は、会計を監査する。
- 5 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とする。ただし再任は妨げない。

- 2 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第10条 本会の事務を処理するために事務局を設け書記をおく。書記は、会長が任命する。

(会議)

第11条 本会の会議は、総会及び理事会とする。

2 総会は、毎年1回開催し、必要あるときは臨時総会を開くことができる。

3 総会は、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 予算及び決算に関すること。
- (2) 事業計画及び事業報告に関すること。
- (3) 役員を選任に関すること。
- (4) 会則の改正に関すること。
- (5) 経費の負担及び納入方法に関すること。
- (6) その他会長が必要と認めること。

4 総会は、会長が招集する。

5 総会は、会員の2分の1以上の出席をもって成立する。

6 総会の議長は、会長があたるものとする。

7 総会の議事は、出席会員過半数の同意をもって決し可否同数のときは議長の決するところによる。

8 理事会は、必要のつど会長の指示に従い招集し次の事項を審議する。

- (1) 総会の招集及び付議事項
- (2) 主要な会務の執行に関すること。
- (3) その他会長が必要と認めた事項

9 理事会の会議運営については、第5項及び第7項の規定を準用する。

10 理事会の議長は、副会長があたるものとする。

11 会員又は理事は、あらかじめ通知された事項について、代理人にその権限を委任することができる。

(経費)

第12条 本会の経費は、県の負担金、会員の会費及び寄付金をもってこれにあてる。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、4月1日にはじまり翌年3月31日をもっておわる。

(雑則)

第14集 この会則に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

付 則

1 この会則は、昭和51年11月6日から施行する。

2 設立当初の役員は、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、昭和52年3月31日までとする。

3 初年度の会計年度は、施行期日は昭和52年3月31日までとする。

4 初年度の事業計画及び収支予算は、別紙のとおりとする。

付 則

1 昭和52年4月24日一部改正は同日から適用する。

付 則

1 平成7年4月14日一部改正は同日から適用する。

付 則

1 平成10年4月9日一部改正は同日から適用する。

付 則

1 平成12年4月1日一部改正は同日から適用する。

付 則

1 平成13年4月1日一部改正は同日から適用する。

付 則

1 この会則は、平成13年8月10日から施行する。

ただし、第4条の改正規定は平成14年4月1日から施行する

## 千葉県さくらの会会費徴収規程

第1条 この規程は、千葉県さくらの会会則第5条第3項の規定により、会費の額を定めるものとする。

第2条 会費額は、次のとおりとする。

1 各種団体 年間 5,000円

2 市 年間 千葉県市長会負担等審議専門委員会において承認された金額とする。

3 町村 年間 千葉県町村会政務調査会において承認された金額とする。

4 個人 年間 2,000円

ただし、5人以上の個人が共同して加入し、その代表者が会費を代表して納入するときは、会費を1人につき年間1,000円とする。

第3条 会費は、毎年6月30日までに納入するものとする。

第4条 納入された会費は、返却しないものとする。

付 則

1 この規定は、昭和51年11月6日より適用する。

2 第3条の規定にかかわらず、昭和51年度分会費納入期日は申込書と同時とし、第2条区分に応じて金額を納入するものとする。

付 則

1 昭和55年4月20日一部改正、同日から適用する。

付 則

1 平成8年4月15日一部改正は、平成9年4月1日から適用する。

付 則

1 平成10年4月9日一部改正は、同日から適用する。

付 則

1 平成13年4月17日一部改正は、同日から適用する。